

平成24年1月
堺市契約課

建設工事に係る一般競争入札参加資格要件の設定について

予定価格が250万円を超える建設工事に係る一般競争入札参加資格要件については、「地方自治法施行令」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」等を踏まえ、適切に設定しているところです。

また、設定に当たっては、競争性、公平性及び適正施工の確保に加えて、下記の方針に基づき、市内経済の活性化及び市内業者の育成を図ることとしています。

記

1 地域要件の設定

市内経済の活性化及び市内業者の育成を図る観点から、競争性が確保できる場合は、地域要件を市内業者に限定します。

2 履行実績条件の緩和

特殊な工事等においては、適正な履行を確保するために履行実績等の条件を付す場合がありますが、市内業者の受注機会を確保する観点から、履行実績は可能な限り求めないこととします。

3 対象ランクの拡大

同一ランクの発注が同一月に複数あり、過去の入札参加状況を考慮した結果、競争性が発揮できないおそれがある案件については、予定価格に対応する等級（ランク）にかかわらず、参加対象者を上位ランクの市内業者まで拡大します。